

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人から、令和 6 年 1 1 月 2 0 日付けで提起のあった本件審査請求について、次のとおり裁決します。

1 主文

本件審査請求を却下する。

2 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和○年○月○日付けで、処分庁に対し戸籍附票の交付に関する申請を行った。
- (2) 処分庁は、当該証明書等に記載されている者が、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に規定する支援措置が実施されており、記載内容の一部が不当な利用につながるものであり、戸籍法第 1 0 条第 2 項に該当するため不交付決定とした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和 6 年 1 1 月 2 0 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、審査請求をした。

3 審理関係人の主張の要旨

正当な理由や不作為の場合、期限後の申請は可能である。

本件決定書は郵送ではなく、別の用件で役場へ行った場で手渡しされ、何の説明もなく理解していなかった。書類を見つけたのは令和 5 年年末であり役場窓口で不服申し立て申請に行ったのは令和 6 年 1 月 1 8 日であり、知ってから 3 カ月以内である。

4 理由

本件審査請求は令和6年1月20日付けで提出されており、審査請求の対象となった本件処分が令和〇年〇月〇日付けの不交付決定であることから、既に3年以上の期間を経過している。

審査請求期間は、行政不服審査法第18条により、処分があることを知った日の翌日から起算して3月以内、または、処分があった日の翌日から起算して一年以内と規定されており、既に行政不服審査法で規定している審査請求期間を大幅に経過していることが明白である。

請求人は、正当な理由や不作為な場合は期限の請求は可能であると主張しているが、正当な理由とは大規模災害等により請求手続きが明らかに不可能であるなど客観的事実が必要であり本件の請求経過を鑑みても該当しない。また、書類を見つけたのが令和5年年末、不服申し立て申請に行ったのは令和6年1月18日と主張しているが、請求期間起算日は書類を見つけた日ではなく本人が受け取った日であり、既に法定の審査請求期間を過ぎている。

以上のことから、本件は審査請求期間経過後になされた不適法なものであり、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年1月14日

審査庁 おいらせ町長 成 田 隆

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。